

東小金井事業創造センター条例

(設置)

第1条 創業予定者並びに創業後間もない法人及び個人事業主その他地域産業の活性化に寄与する事業を行う者（以下これらを「起業家等」と総称する。）を育成するための受皿を整備し、起業家等の市内定着を支援することにより、高付加価値型の企業集積を促進し、もって地域に根差した産業振興を図ることを目的として、事業創造施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置等)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 東小金井事業創造センター

位置 小金井市梶野町一丁目2番36号

2 施設には個室及びシェアブース（以下「個室等」という。）、シェアスペース並びに商談室を設ける。

(事業)

第3条 施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 起業家等の育成及び支援に係る指導及びカウンセリング
- (2) 起業家等の育成及び支援に係る講演会等の開催
- (3) 起業家等の育成及び支援に必要な情報収集及び提供
- (4) 起業家等と関連機関等との相互に交流する機会の創出
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の設置の目的を達成するために必要な事業
(指定管理者による管理)

第4条 施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第25号。以下「指定管理者条例」という。）第4条第1項各号の基準を満たす者であって、かつ、起業家等の育成支援を行い地域に根差した産業振興を図るために必要な能力及び実績を有するものとする。

(指定管理者の業務範囲)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業の運営に関する業務
- (2) 施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）の利用の承認に関する業務

- (3) 施設等の利用料金の収受及び減額又は免除に関する業務
- (4) 施設等の維持管理に関する業務
- (5) 個室等利用者の募集に係る業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(休館日)

第6条 施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、個室等は、原則として休館日を設けないものとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (3) 1月1日から同月3日まで
- (4) 12月29日から同月31日まで

2 前項の休館日は、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(開館時間)

第7条 施設の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、個室等の利用者は、原則として開館時間外も入館することができる。

2 前項の開館時間は、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(施設の利用の要件)

第8条 施設を利用できる者は、次の各号の区分に応じ、当該各号のいずれかの要件に該当するものとする。

(1) 個室等

ア 市内で創業しようとする者又は創業後5年以内の者で、地域産業の活性化に寄与する事業を行うもの

イ 農工大・多摩小金井ベンチャーポート（独立行政法人中小企業基盤整備機構が国立大学法人東京農工大学工学部小金井構内に設置する東京農工大学連携型起業家育成施設をいう。）退去後1年以内の企業

(2) シェアスペース

ア 市内で創業しようとする者又は既に業を営む者で、地域産業の活性化に寄与する事業を行うもの

イ 個室等の利用者

(3) 商談室

ア 個室等の利用者

イ シェアスペースの利用者

- 2 前項の利用できる者にあつては、施設の利用期間終了後も引き続き小金井市内で事業を行うように努めるものとする。ただし、第11条第1項第2号に規定するシェアスペースの承認期間が1日単位である者（以下「短期利用者」という。）はこの限りでない。

（個室等の利用の承認）

第9条 指定管理者は、個室等を利用させようとする者を規則で定めるところにより公募し、審査の上、利用の承認又は不承認を決定する。

- 2 指定管理者は、前項の規定による承認をする場合、管理上必要があると認めるときは、その利用について条件を付すことができる。
- 3 第1項の規定による承認を受けた者が承認を受けた事項を変更し、又は取り消すときは、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

（シェアスペース、商談室及び附帯設備の利用の承認）

第10条 シェアスペース、商談室又は附帯設備を利用しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更し、又は取り消すときも、同様とする。

- 2 個室等又はシェアスペースを利用する者は、指定管理者が起業家等の育成及び支援に資するものとして必要と認めた場合に限り、休館日又は開館時間外においてシェアスペースを貸切りにより利用することができる。ただし、短期利用者はこの限りでない。
- 3 指定管理者は、前2項の規定による承認をする場合、管理上必要があると認めるときは、その利用について条件を付すことができる。

（利用の承認期間）

第11条 前2条の規定により、指定管理者が施設の利用を承認する期間（以下「承認期間」という。）は次の各号に掲げる承認期間に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個室等の承認期間 3年。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、承認期間の終了の日から2年を超えない範囲内において1回に限り承認期間を延長することができる。
- (2) シェアスペースの承認期間 1年又は1日単位とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、承認期間を延長することができる。

(3) 商談室の承認期間 1回につき2時間とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特別な事情があると認めた場合は、承認期間を短縮することができる。

(利用の制限)

第12条 指定管理者は、施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を承認しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が不相当と認めるとき。

(利用料金)

第13条 施設の利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

2 附帯設備の利用料金は、規則で定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 前2項の利用料金は、規則で定めるところにより納付しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第15条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(利用権の譲渡禁止)

第16条 施設等の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用権の承継)

第17条 指定管理者は、前条の規定にかかわらず、相続、合併等により個室等の利用権を承継する必要があると認めるときは、これを許可することができる。

2 前項の場合において、承継者の利用期間は、その被承継者の残存利用期間とする。ただし、第11条第1項各号ただし書及び第2項の規定の適用を妨げない。

(利用者の管理義務等)

第18条 利用者は、善良な管理者としての注意を払い、施設等を正常な状態において利用し、近隣住民の生活を乱さないようにしなければならない。

2 利用者は、施設等に模様替えその他の工作を加える行為をしてはならない。ただし、指定管理者が特に許可した場合は、この限りでない。

3 利用者は、施設等を設置の目的以外に利用してはならない。

4 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、利用者に対して指示をすることができる。

(利用承認の取消し等)

第19条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を停止し、もしくは制限し、又は利用の承認を取り消すことができる。

(1) 利用の目的又は利用の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により利用の承認を受けたことが判明したとき。

(3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(4) 施設等を故意に損傷したとき。

(5) 災害その他の事故により施設の利用ができなくなったとき。

(6) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第20条 利用者は、利用を終了したときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。前条の規定により利用を停止され、又は利用の承認を取り消されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第21条 利用者は、利用に際し施設等に損害を生じさせた場合は、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の

日から施行する。

(準備行為)

- 2 施設の利用に係る募集、申請その他利用のために必要な準備行為及び指定管理者の指定のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(市長による管理)

- 3 市長は、指定管理者の指定ができないとき、指定管理者条例第13条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は市長が指定管理者の業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）から指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）、施設の管理業務の全部又は一部を行うものとする。この場合において、第6条、第7条、第9条から第12条まで及び第17条から第19条までの規定の適用（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた部分に係る規定の適用に限る。）については、第6条及び第7条中「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要があると認めるときは」と、第9条から第12条まで及び第17条から第19条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

- 4 前項の指定管理者不在等期間に施設を市長が管理する場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、施設等を利用しようとする者は、第13条の規定にかかわらず、使用料として次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を納入しなければならない。ただし、当該利用について同条第3項の規定により利用料金を納付している場合は、この限りでない。

(1) 施設の使用料

ア 最初の指定管理者を指定するまでの期間 別表に定める金額

イ ア以外の指定管理者不在等期間 指定管理者不在等開始時の直前の第13条第1項の規定により支払うべき利用料金の額

(2) 附帯設備の使用料 規則で定める金額

- 5 前項本文の場合における第14条、第15条及び別表の規定の適用については、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

- 6 第3項の規定により市長が管理業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第9条第3項、第10条第1項、第13条第3項、第18条第2項の規定の適用については、第9条第3項中「ならない」とあ

るのは「ならない。ただし、変更し、又は取り消すことについて既に市長の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第10条第1項中「同様とする」とあるのは「同様とする。ただし、既に市長の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第13条第3項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、利用について付則第4項本文の規定による使用料を納入している場合は、この限りでない」と、第18条第2項中「指定管理者」を「当該模様替えその他の工作を加える行為を市長」とする。

別表（第13条関係）

施 設	単 位	金 額
個室	1月につき	35,000円
シェアブース	1月につき	18,000円
シェアスペース (通常利用)	1月につき	8,000円
	1日につき	1,000円
休館日及び 開館時間外 の貸切利用	9時30分から13時まで	5,000円
	13時30分から17時まで	5,000円
	18時から22時まで	7,000円
	全日（9時30分から22時まで）	15,000円

備考

- 1 シェアスペースは、他利用者と共用で利用するもので、個室等の利用者又はシェアスペースの利用者(短期利用者を除く。)については、許可を得た場合に限り、休館日及び開館時間外において利用することができる。
- 2 個室等又はシェアスペースの利用を月の途中で開始し、又は終了したときは利用料金を日割りで計算するものとし、1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。